

令和6年5月定例会

(2024年)

# 市議会議案参考資料

(各常任委員会提出分)

吹田市



議案番号	部 名	ペー ジ 番 号	資 料 名	要求委員名		
議案第82号	児 童	5	損害賠償請求額の内訳	久 保		
議案第82号	児 童	6~8	第1審における主な争点及び主張の対立点	久 保		
議案第82号	児 童	9	大阪地方裁判所による判決内容が分かる資料	井 口		
議案第82号	児 童	10~12	岸部保育園民営化協定解除による損害賠償請求訴訟の判決について（報告） 岸部保育園民営化協定解除による損害賠償請求訴訟判決への対応について（報告）	井 口		



損害賠償請求額の内訳

1 市立保育所として運営することによる本市負担の増加額 119,177,596 円

<内訳>

項目		令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
市立運営に係る本市負担額 (支出－収入＝A)		100,996,963 円	112,406,878 円	104,964,967 円
支出	職員人件費	64,591,083 円	71,105,492 円	68,559,684 円
	保育所運営費(会計年度任用職員給料、施設維持管理費等)	59,214,870 円	64,987,741 円	58,563,273 円
収入	保育料等	12,640,370 円	15,199,640 円	16,131,870 円
	国府支出金等	10,168,620 円	8,486,715 円	6,026,120 円
私立運営に係る本市負担額 (支出－収入＝B)		65,703,211 円	67,784,840 円	65,703,161 円
支出	給付費等	171,513,596 円	168,481,610 円	165,612,046 円
収入	保育料	12,279,340 円	11,661,750 円	12,279,340 円
	国府支出金等	93,531,045 円	89,035,020 円	87,629,545 円
本市負担の増加額 (A)－(B)		35,293,752 円	44,622,038 円	39,261,806 円

※市立運営に係る本市負担額のうち、令和2年度及び令和3年度は実績額、令和4年度は令和2年度に基づく想定額

2 新たな移管先の選定・移管までに必要な費用 25,023,310 円

<内訳>

項目		令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
市負担額		8,122,387 円	8,219,402 円	8,681,521 円
支出	民営化保育所移管先選定委員会の委員報酬等	227,915 円	0 円	0 円
	職員人件費	7,894,472 円	8,219,402 円	8,681,521 円

3 損害賠償請求額から控除する額 3,709,866 円

<内訳>

項目	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
中間利息	0 円	980,110 円	2,729,756 円

※中間利息とは、将来受け取るべきお金を前払いしてもらう場合に、将来にわたって発生するはずの利息分を差し引くこと。

4 損害賠償請求額(1+2-3)

140,491,040 円

## 第 1 審における主な争点及び主張の対立点

### 争点 1 被告による債務不履行の有無

#### (1) 令和元年 6 月 28 日の解除の意思表示の有無

##### 【被告（耀き福祉会）】

被告が運営する保育園の児童の入所要件について協議するために行われた令和元年 6 月 28 日の理事長と保育幼稚園室長との面談において、理事長は、はっきりと岸部保育園の民営化を辞退する意思表示を伝えており、気持が変わらないことも明確に伝えているのであるから、これは本件協定解除の意思表示である。これにより本件協定が解除されたため、本件協定書に定める合同保育の履行を中止したのであるから、被告に債務不履行はない。仮に、被告に債務不履行があったとしても、正当な理由があるからその責を負うことはない。

##### 【原告（吹田市）】

申請を辞退する場合は書面による届が必要であること、移管先事業者は市の許可なく無断で計画の変更を行うことができないことを募集要領において定めていた事情からすれば、協定書締結後に移管先事業者が辞退するなどといったことは全く予定されていなかったのもあって、令和元年 6 月 28 日の理事長と保育幼稚園室長との面談における理事長の「辞退」する旨の発言を、その時点で、吹田市が解除の意思表示であると受け取る余地など全くなかった。

同年 7 月 23 日に理事長が「協定を守らなかった法人として切ってもらってかまわない」と発言していることから、解除の意思表示をしたという認識を理事長自身が有していなかったことは明らかである。

被告が、同年 7 月 1 日に合同保育に参加させていた移管後の園長予定者である職員の登園を中止し、同月 22 日に主任保育士予定者と担任保育士予定者であった職員の登園を中止したことを受け、吹田市が再三事態の改善を求めたにもかかわらず、被告が本件協定書に定められた義務を履行しなかったため、吹田市が協定を解除したのであって、被告に債務不履行があったことは明らかである。

## (2) 信頼関係破壊の有無

### 【被告（耀き福社会）】

被告が本件協定について解除の意思表示をするに至った理由は、吹田市との信頼関係が次の事由により破壊されたからである。

- (1) 岸部保育園の園舎建替えが移管先事業者を引き受ける条件であることを、吹田市に対し何度も念押ししていたにもかかわらず、吹田市が約束を反故にしたこと。
- (2) 園の名称の変更について、吹田市が被告と保護者との調整役を果たさなかったこと。
- (3) 合同保育の開始に際して、吹田市の職員の欠員を被告の職員で補っている状態であったこと。
- (4) 被告が運営する保育園の入園児童について、吹田市が被告に事前の相談なく入所を決め、保護者の入所要件の検討も怠ったこと。

### 【原告（吹田市）】

被告が挙げている解除理由に正当性はない、理由は、次のとおりである。

- (1) 本件協定書に園舎の建替えに関して何らの定めもなく、また、吹田市と被告の間で園舎の建替えに関し何らかの合意をしていたという事実も一切ない。
- (2) そもそも民営化後の園の名称については、移管先事業者が自由に決めることができるところ、保護者に説明したいとの被告の希望に沿って、三者懇談会や保護者総会での説明に吹田市は協力していたのであり、保護者総会の場で保護者の一部から園の名称変更に慎重な意見が出たことにより話し合いを継続する結果になったことをもって、吹田市が調整役を果たしていないなどとはいえない。
- (3) 岸部保育園において、育児休業の取得により正規職員の保育士1名を欠いていたことは事実であるが、配置基準を満たすよう会計年度任用職員の保育士を配置するなど適正に対応していた。
- (4) そもそも、児童を入所させるに当たって、保育園に事前連絡をしなければならぬというルールはないが、当該児童については、園長に事前連絡をした上で入所についての了解を得ていた。また、被告からの依頼を受けて、吹田市が改めて調査し、結果、当該児童の保護者の入所要件に問題がないことを確認したのであるから、入所要件の検討を怠っていたなどということにはならない。

## 争点2 被告の債務不履行による吹田市の損害の有無及び額

### 【被告（耀き福社会）】

吹田市は、岸部保育園の民営化が遅れたことにより損害が発生したなどと主張するが、吹田市は地方交付税の交付団体であり、公立保育所の運営費の差引一般財源を地方交付税で賄っているのであるから、民営化が遅れたからといって実損害が生じるわけではない。

令和2年度から令和4年度までの間、民営化により岸部保育園が私立で運営されていた場合、吹田市においては、当該運営費の財源として国庫補助金が増えて、地方交付税として措置される一般財源は減ることとなる。なぜなら、公立の保育所運営費は全て一般財源で賄われており、私立の保育所運営費はその割合が全体の4分の1だからである。

吹田市は地方交付税の交付団体であるので、岸部保育園を公立で運営したことにより損害が発生したと主張するのであれば、その算定において地方交付税を財源として含めなければならないはずであるが、これを含めず吹田市が算定した損害額には、大きな誤りがある。

### 【原告（吹田市）】

地方交付税の計算は、道路橋りょう費、小学校費、社会福祉費といった地方団体が実施する事務に要する標準的水準の経費（基準財政需要額）から当該地方団体の標準的水準の収入（基準財政収入額）を差し引いた額を基準に行われる。

令和2年度の吹田市の基準財政需要額は585億4,545万5,000円、基準財政収入額は559億3,632万3,000円、地方交付税の交付額は8億6,221万3,000円であって、交付額の基準財政需要額に占める割合は、約1.47%に過ぎないのであって、公立保育園の運営費が全て地方交付税によって賄われているという被告の主張は失当である。

そもそも地方交付税は、地方団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方団体が一定の財政水準を維持し得るよう財源を保障する見地から、本来、地方の税収入とすべきところ、国が代わって国税として徴収し、一定の基準によって地方団体に配分する制度であり、特定の事業の費用に充てたり、損害を填補するようなものではない。また、交付額の算出方法からわかるように、地方交付税の交付は法定のルールに基づいて国と地方団体との間で授受されるものであり、被告の債務不履行があったがために増額したかのような主張が当たらないことも明らかである。

## 大阪地方裁判所による判決内容が分かる資料

### 1 主文

- (1) 原告（吹田市）の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告（吹田市）の負担とする。

### 2 理由（裁判所の判断）

- (1) 本件の主な争点は、①被告（耀き福社会）の債務不履行による吹田市の損害の有無及び額、②被告による債務不履行の有無（令和元年6月28日の解除の可否【同日の解除の意思表示の有無・信頼関係破壊の有無】）である。
- (2) 被告の債務不履行があった場合となかった場合の吹田市の利益状態を比較すれば、債務不履行があった場合、吹田市への地方交付税額が吹田市の主張する損害額を大きく上回って増額される計算となるから、被告の債務不履行によって吹田市が損害を被ったとは認められない。
- (3) 国から地方団体に交付される地方交付税額は、地方団体ごとに算定される基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額と定められている。基準財政需要額のうち社会福祉費の算定に当たっては、公・私立の保育所の児童の在籍人員数が計算根拠の1つとされているところ、岸部保育園が民営化されると社会福祉費に変動が生じ、ひいては基準財政需要額の算定にも変動が生じることとなる。
- (4) 仮に、岸部保育園が令和2年度に民営化されていたとして、令和2年度から令和4年度までの基準財政需要額を算定すると、合計3億1,485万2,000円が減額されることになり、被告の債務不履行によって同園が民営化されない結果、吹田市は、かえって同額の利得を得ていることになる。この利得が吹田市の主張する損害額の1億4,049万1,040円を上回することは明らかである。
- (5) 吹田市は、法令の規定により算出される地方交付税額が被告の債務不履行が原因で増加したような主張は失当であるとか、地方交付税は個別の保育園について算出されるものではないので、岸部保育園の運営に係る損害額の計算上の収入にあげようがないなどと主張するが、債務不履行による損害額は、債務不履行がなかったとしたならばあるべき利益状態と、債務不履行があった現在の利益状態の『差』として把握されるから、吹田市の損害額も、債務不履行がなく岸部保育園が民営化された場合と、債務不履行があり岸部保育園が市立のままであった場合の利益状態の差額によるべきであって、吹田市の主張を採用することはできない。
- (6) 以上によれば、それ以外の点（被告による債務不履行の有無等）について検討するまでもなく、吹田市の請求には理由がない。よって、吹田市の請求を棄却することとする。

議案第 82 号参考資料  
児童部子育て政策室

5 児 政 第 1316 号  
令和 5 年 11 月 21 日  
(2023 年)

市議会議員 各位

児童部長 北澤 直子

### 岸部保育園民営化協定解除による損害賠償請求訴訟の判決について（報告）

平素は、本市児童福祉・子ども・子育て支援行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標題の件につきまして、本日、大阪地方裁判所において判決が言い渡されましたので、下記のとおり報告させていただきます。

#### 記

#### 1 判決主文（本市の敗訴）

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

#### 2 訴訟の概要

##### (1) 当事者

原 告 吹田市

被 告 吹田市千里山竹園 1 丁目 2 4 番 1 2 号

社会福祉法人耀き福祉会

##### (2) 事件の概要

岸部保育園の民営化移管先事業者であった被告が、本市との間で締結した協定書に定められた合同保育の実施等の義務を正当な理由なく履行しなかったため、同協定書の解除を余儀なくされ、同園の民営化の時期を変更せざるを得なくなったことにより生じた本市の損害 102,383,525 円の支払等を被告に求めていたものです。

※ 本市の損害額については、再精査による追加・修正及び令和 3 年度の損害実額を反映させるため、140,491,040 円に変更しています。

( 1 )

(3) 経過

令和3年12月20日	訴えの提起に係る議決	
令和4年1月17日	訴えの提起（大阪地方裁判所）	
令和4年3月1日	}	この間、計11回の弁論準備手続等
)		
令和5年9月15日		
令和5年10月17日	結審	
令和5年11月21日	判決言渡し	

3 今後の対応

判決の内容を精査し、今後の対応を検討します。

【問合せ先】

児童部子育て政策室 松永・辻本（内線 2465・2568）

5 児政第 1380 号  
令和 5 年 12 月 4 日  
(2023 年)

市議会議員 各位

児童部長 北澤 直子

### 岸部保育園民営化協定解除による損害賠償請求訴訟判決への対応について（報告）

平素は、本市児童福祉・子ども・子育て支援行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、訴訟代理人と協議を行い、控訴審の判断を仰ぐべき事案であるとの見解で一致し、本日、控訴しましたので、報告させていただきます。

なお、控訴の理由等は下記のとおりです。

## 記

### 1 第 1 審裁判所の判断

岸部保育園が移管されていた場合、市が受領する地方交付税額は減少していたはずであるが、債務不履行により移管されない結果、市は、その額の利得を得ていることになる。市が利得を得るその額は、市が主張する岸部保育園の運営費等の損害額を上回っていたと認められることから、被告法人の債務不履行によって市に損害は発生していない。

### 2 控訴の理由

(1) 第 1 審裁判所の判断と本市の公立保育所の運営費と財源措置との実態に関する理解との間に大きな隔たりがあること。

《第 1 審訴訟における本市の主な主張》

ア 地方交付税は、特定の事業の財源を措置するものではない。

イ 国の財源不足により地方交付税の一部は臨時財政対策債に振り替えられるため、実質的な財源とはなっていない。

(2) 移管に係る契約の締結後に相手方の責任により契約を取りやめても、相手方が何ら賠償しなくてもよいという不合理な結論を受け入れることはできないこと。

### 【問合せ先】

児童部子育て政策室 松永・辻本（内線 2465・2711）

(3)

